

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和5年4月28日（金） 17：30～17：40

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局給与課長、給与課係長3名

水道局経営企画課課長、経営企画課係長

交通局経営企画課課長、経営企画課係長

教育委員会事務局総務部教職員課長、教職員課係長、他2名

（組合）市労連書記長、書記次長3名、他11名

4. 議 題：在宅勤務制度及びフレックスタイム制の制度変更（案）について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、在宅勤務制度及びフレックスタイム制の制度変更について、ご提案させていただきます。

お配りしております「在宅勤務制度及びフレックスタイム制の制度変更（案）について」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、これまで、感染拡大防止の観点から、要件等を一時的に拡充してきた在宅勤務制度及びフレックスタイム制について、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更が予定されていることを踏まえ、制度の一部を変更いたします。

「2. 変更案」についてですが、「(1) 在宅勤務制度」について、

これまで、在宅勤務制度の対象外としてきた、再任用職員、育児短時間勤務職員、会計年度任用職員について、一時的に、対象職員としてきたところですが、その取扱いについては変更せず、今後も全ての職員を対象とします。

次に、週当たりの利用上限について、一時的に、「上限なし」としていたところ、「週4回まで」といたします。

次に、移動時間の取扱いについては、勤務時間中に職場と自宅との間を移動する場合、一時的に、職場と自宅の移動が休憩時間を超える場合は超過した部分についても勤務時間に該当するものとみなしていましたが、今後は休暇で対応することといたします。ただし、在宅勤務中に急遽職場での勤務を命ぜられた場合等、公務上移動が必要となった場合は勤務時間に該当するものとみなします。

続きまして、「(2) フレックスタイム制」についてですが、

これまでフレックスタイム制の対象外としてきた、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、会計年度任用職員、交代制勤務に従事する職員について、一時的に、対象職員としてきたところですが、その取扱いについては変更せず、今後も全ての職員を対象とします。

取得要件については、「育児・介護・障害・長期通院・業務上の都合」に加え、一時的に、「通勤混雑の回避による新型コロナウイルスの感染拡大防止」を「業務上の都合」とみなしていたところ、今後は、「所属長が公務の運営に支障がないと認める場合」に取得を可能とします。

週休日の追加設定について、「育児・介護・障害・長期通院」に加え、一時的に、「通勤混雑の回避による新型コロナウイルスの感染拡大防止」を事由とする場合も土曜日及び日曜日に加えて、週休日を設けることができるとしてきたところ、今後は「育児・介護・障害・長期通院」の場合に限って、土曜日及び日曜日に加えて、週休日を設けることができるものとします。

なお、コアタイムについては、引き続き、感染症対応等、公務上の必要がある場合のみ撤廃可能とします。

「3. 実施時期」は、いずれも、令和5年6月1日といたします。

続きまして、交渉事項ではございませんが、「新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更に伴う令和5年5月8日以降のサービスの取扱い」についてご説明させていただきます。

お配りしております資料をご覧ください。

- ・職員又はその親族等が新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いがあると診断された場合
- ・職員又はその親族等が濃厚接触者に指定された場合
- ・職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・ワクチン接種に要する時間及びワクチン接種に伴う副反応

については、これまで「職務専念義務の免除」としてきましたが、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更に伴って令和5年5月8日以降は国の取扱いと同様に年次有給休暇等により対応することといたします。

私からは以上でございます。

(組合) 説明資料については、新型コロナウイルスの5類化を踏まえた対応ということで理解しました。

5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に変更されますが、未だ市内で一定数の感染者が発生している状況が見受けられます。引き続き職員が感染するリスクがある中で、特に会計年度任用職員については、休暇制度で無給となっているものがあるなど、5月8日以降、安心して働いていくにあたって課題があるという認識です。

休暇制度をはじめとした会計年度任用職員の処遇改善に向けて、少しでも早く検討を行っていただきたい。

本日受けた提案については、持ち帰り協議をさせていただきます。